



目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	地域協働局区役所課	1
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	地域協働局区役所課	2
告示	港湾施設の供用廃止(ふ頭用地)	港湾局経営課	13
告示	港湾施設の供用休止(ふ頭用地)	港湾局経営課	14
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(下畠町会)	地域協働局地域活性課	15
公告	神戸港港湾計画の変更	港湾局港湾計画課	16
公告	開発行為に関する工事の完了(西区池上5丁目)	都市局都市計画課	17
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(マグノリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	18
公告	建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の公告(東落合住宅)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	20
公告	消防指令システムとの接続に関わる無線システムの改修業務委託(令和7年度～令和8年度)	消防局総務部施設課	21
交通局	神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程	交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課	22
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	24

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年12月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第29号

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年9月条例第13号）の施行期日は、令和7年12月1日とする。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第30号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(区役所出張所) 第26条 東灘区役所六甲アイランド出張所（以下「六甲アイランド出張所」という。）は、東灘区総務部市民課の所管とし、北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以	(区役所出張所) 第26条 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以

出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所地域協働課の所管とし、垂水区役所明舞出張所（以下「明舞出張所」という。）は、垂水区役所総務部地域協働課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫛谷出張所（以下「櫛谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

- 2 六甲アイランド出張所、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとす

下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所地域協働課の所管とし、垂水区役所明舞出張所（以下「明舞出張所」という。）は、垂水区役所総務部地域協働課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫛谷出張所（以下「櫛谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

- 2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

る。

(1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること (六甲アイランド出張所を除く。)。

(2) [略]

(3) 戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること (六甲アイランド出張所を除く。)。

(4) [略]

(5) 個人番号カードに関すること (六甲アイランド出張所及び明舞出張所に限る。)。

(6) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）(六甲アイランド出張所及び明舞出張所を除く。)。

(7) まちづくりの推進及び調整に関すること (六甲アイランド出張所を除く。)。

(8)～(10) [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第74条 [略]

2～20 [略]

21 北須磨支所に所長を、玉津支所に所長及び副所長を、六甲アイランド出張所、山田出張所、有馬出張所、

(1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。

(2) [略]

(3) 戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること。

(4) [略]

(5) 個人番号カードに関すること（明舞出張所に限る。）。

(6) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）（明舞出張所を除く。）。

(7) まちづくりの推進及び調整に関すること。

(8)～(10) [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第74条 [略]

2～20 [略]

21 北須磨支所に所長を、玉津支所に所長及び副所長を、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、

道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。	大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。
22～25 [略]	22～25 [略]
(職務)	(職務)
第80条 [略]	第80条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 <u>六甲アイランド出張所、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の所長並びに玉津支所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</u>	6 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の所長並びに玉津支所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。
7～30 [略]	7～30 [略]

(公印規則の一部改正)

第2条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
別表第2（第3条、第10条関係）						別表第2（第3条、第10条関係）						
様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	使途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	使途	管守主管課	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
38	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、各区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課、北神区役所市民課、須磨区役所北須磨支所市民課、垂水区役所総務部地域協働課及び西区役所玉津支所	38	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、各区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課、北神区役所市民課、須磨区役所北須磨支所市民課、西区役所玉津支所及び垂水区役所総務部地域協働課明舞出張所	[略]
38				地域	[略]	38				地域	[略]	

の
2

協 働
局 住
民 課
に お
い て
行 う
38の
項 第
1 号
に 揭
げ る
事 務
並 び
に 区
役 所
支 所、
六 甲
アイ
ラン
ド 出
張 所
所 及
び 明
舞 出
張 所
に お
い て
行 う

の
2

協 働
局 住
民 課
に お
い て
行 う
38の
項 第
1 号
に 揭
げ る
事 務
並 び
に 区
役 所
支 所
及 び
垂 水
区 役
所 明
舞 出
張 所
に お
い て
行 う
38の
項 各
号 に
掲 げ

				38の 項各 号に 掲げ る事 務 (電 子印 專 用)					る事 務 (電 子印 專 用)
[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	使途	管守主管課
[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]
68	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]
				[略]]	[略]]
				区役所出 張所（六 甲アイラ ンド出張 所及び明	[略]]

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	使途	管守主管課
[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]
68	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]
				[略]]	[略]]

区役所出
張所（明
舞出張所
を除く。）
において

(会計規則の一部改正)

第3条 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 区会計管理者の所管に係るもの				(2) 区会計管理者の所管に係るもの			
組織	区分 区出 納員	区分 任出 納員	備考	組織	区分 区出 納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部市民課（東灘区役所）	[略]	[略]	[略]	区役所総務部市民課	[略]	[略]	[略]
総務部市民課六甲アイランド出張所を除く。）							
東灘区役所総務部市民課六甲アイランド出張所	市民課の係長	事務担当者	金銭登録機による収納は、出納員に限る。				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(物品会計規則の一部改正)

第4条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																		
別表第1（第4条、第5条関係）	別表第1（第4条、第5条関係）																																																		
(1) [略]	(1) [略]																																																		
(2) 区会計管理者の所管に係るもの	(2) 区会計管理者の所管に係るもの																																																		
<table border="1"> <tr><td>物品出納員等、物</td><td>物品出納員等</td><td>物品管理</td><td>そのほかにも</td><td>物品出納員等</td></tr> <tr><td>品管理者及び物品</td><td>及び物品</td><td>者と</td><td>物品出納員等</td><td>及び</td></tr> <tr><td>管理員を置く場所</td><td>管理員と</td><td>べき</td><td>及び物品</td><td>物品管理員を</td></tr> <tr><td>員となるべき者</td><td>なるべき者</td><td>者</td><td>物品管理員を置く場所</td><td>物品管理員と</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>員を置かなければならぬ場所</td><td>員を置かなければならぬ場所</td></tr> </table>	物品出納員等、物	物品出納員等	物品管理	そのほかにも	物品出納員等	品管理者及び物品	及び物品	者と	物品出納員等	及び	管理員を置く場所	管理員と	べき	及び物品	物品管理員を	員となるべき者	なるべき者	者	物品管理員を置く場所	物品管理員と				員を置かなければならぬ場所	員を置かなければならぬ場所	<table border="1"> <tr><td>物品出納員等、物</td><td>物品出納員等</td><td>物品管理</td><td>そのほかにも</td><td>物品出納員等</td></tr> <tr><td>品管理者及び物品</td><td>及び物品</td><td>者と</td><td>物品出納員等</td><td>及び</td></tr> <tr><td>管理員を置く場所</td><td>管理員と</td><td>べき</td><td>及び物品</td><td>物品管理員を</td></tr> <tr><td>員となるべき者</td><td>なるべき者</td><td>者</td><td>物品管理員を置く場所</td><td>物品管理員と</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>員を置かなければならぬ場所</td><td>員を置かなければならぬ場所</td></tr> </table>	物品出納員等、物	物品出納員等	物品管理	そのほかにも	物品出納員等	品管理者及び物品	及び物品	者と	物品出納員等	及び	管理員を置く場所	管理員と	べき	及び物品	物品管理員を	員となるべき者	なるべき者	者	物品管理員を置く場所	物品管理員と				員を置かなければならぬ場所	員を置かなければならぬ場所
物品出納員等、物	物品出納員等	物品管理	そのほかにも	物品出納員等																																															
品管理者及び物品	及び物品	者と	物品出納員等	及び																																															
管理員を置く場所	管理員と	べき	及び物品	物品管理員を																																															
員となるべき者	なるべき者	者	物品管理員を置く場所	物品管理員と																																															
			員を置かなければならぬ場所	員を置かなければならぬ場所																																															
物品出納員等、物	物品出納員等	物品管理	そのほかにも	物品出納員等																																															
品管理者及び物品	及び物品	者と	物品出納員等	及び																																															
管理員を置く場所	管理員と	べき	及び物品	物品管理員を																																															
員となるべき者	なるべき者	者	物品管理員を置く場所	物品管理員と																																															
			員を置かなければならぬ場所	員を置かなければならぬ場所																																															
[略] [略] [略] [略] [略]	[略] [略] [略] [略] [略]																																																		
[略] [略] [略] 東灘区 [略] 役所総務部市民課六甲アイランド	[略] [略] [略] 北神区 [略] 役所地域協働課有馬出張所、道場出																																																		

			出張 所、北 神区役 所地域 協働課 有馬出 張所、 道場出 張所、 八多出 張所、 大沢出 張所、 長尾出 張所及 び淡河 出張所					張所、八 多出張 所、大沢 出張所、 長尾出 張所及 び淡河 出張所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

神戸市告示第399号

次の港湾施設は、令和7年11月30日をもって、その供用を廃止する。

令和7年12月1日

神戸市長 久元喜造

名称	位置	規模	バース
ポートアイランド (第2期) -15m 第14 号岸壁背後ふ頭用地	神戸市中央区港島 9丁目3番4	77,263.72m ² のうち 18,009.75m ²	PC-14

神戸市告示第400号

次の港湾施設について、令和7年12月1日から、その供用を休止する。

令和7年12月1日

神戸市長 久元喜造

供用を休止する港湾施設

ふ頭用地

名称	位置	規模
ポートアイランド（第2期） -4メートル物揚場背後ふ頭 用地	神戸市中央区 港島9丁目	2,148.13m ² のうち 1,872.13m ²

神戸市告示第410号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次とおり告示する。

令和7年12月9日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

下畠町会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区下畠町2120番地

(3) 代表者の氏名

藤田 明宣

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区下畠町2008番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「佐伯 孝宏」を「藤田 明宣」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区下畠町2073番地」を「神戸市垂水区下畠町2008番地」に改める。

3 変更の年月日

令和7年3月20日

神戸市公告

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第6項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたので、同条11項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和7年12月1日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) 危険物取扱施設設計画

地区名	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
東部工区地区	13	1	336	専用

(2) 土地利用計画

地区名	土地利用面積(ha)	備考
東部工区地区	34	埠頭用地
	32	港湾関連用地
	3	交流厚生用地
	343	工業用地
	2	緑地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

神戸市港湾局港湾計画課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年12月9日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区池上5丁目15番3、15番4、15番5、15番6、15番16、15番17、15番18、15番19、15番20、15番21、15番22、15番23、15番24、15番25、15番26

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区福田5丁目6番7号

神興株式会社

代表取締役 青山 裕之

3 許可番号

令和7年4月10日 第8239号

(変更許可 令和7年9月8日 第2238号)

(変更許可 令和7年10月20日 第2248号)

(変更許可 令和7年11月27日 第2257号)

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年12月9日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

マグノリア西神南建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区井吹台北町1丁目14-3他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和7年12月17日（水）

10時00分から10時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局603会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和7年12月9日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課 課長 前野 芳範

- (2) 建築物の敷地の所在

兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目28番9

- (3) 建築物の用途

事務所

- (4) 工事の種別

用途変更

- (5) 建築物の構造及び規模

ア 構造

鉄筋コンクリート造

イ 規模

敷地面積	3,181.51 平方メートル
建築面積	1,277.08 平方メートル
延べ面積	5,634.66 平方メートル
階 数	地上5階地下1階

2 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 期日

令和7年12月22日（月）午後2時30分から

- (2) 場所

兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1番40号

施設名 山の手地域福祉センター 1階 活動室

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6553

4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力を願いします。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和7年12月9日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市須磨区東落合2丁目16番2、16番3

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月9日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

消防指令システムとの接続に関わる無線システムの改修業務委託（令和7年度～令和8年度）契約一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市消防局総務部施設課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年10月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

沖電気工業株式会社 関西支社 支社長 藤本 敦士

大阪市中央区備後町2丁目6番8号

5 随意契約に係る契約金額（税込み）

62,150,000円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方とした。

7 随意契約理由

無線システム（消防救急デジタル無線）は、平成22年度に沖電気工業株式会社が開発・構築したシステムであり、運用中のシステムに影響を与えるにハードウェア、ソフトウェアの改修作業を実施できるのは開発業者のみである。さらに機器改修後の総合調整も開発業者の技術者以外には行うことができず、他の事業所の技術者では実施することができないため。

令和7年度12月9日 神戸市公報第3940号

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第14号

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

交通局高速鉄道安全管理規程（平成18年12月28日交規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目次） （組織体制）</p> <p>第4条 交通局の鉄道事業における安全の確保に関する体制、指揮命令系統は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。また、詳細は「神戸市交通局分課規程」、「神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程」等による。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（8） 経営企画課課長（業務改革担当）：輸送の安全の確保に必要な要員に関する事項及び<u>身体機能検査の実施に関する事項</u>を統括する。</p> <p>（9） 運輸長：安全統括管理者の指揮の下、運輸に関する事項を統括する。</p> <p>（10） 地下鉄職員研修所長：安全統括管理者の指揮の下、運輸に関する事項及び<u>精神機能検査の実施に関する事項</u>、教育・訓練に関する事項を統括する。</p> <p>（経営企画課課長（業務改革担当）の責務）</p> <p>第13条 経営企画課課長（業務改革担当）は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な人事に関する計画を管理するほか、<u>身体機能検査を実施する</u>。</p>	<p>（目次） （組織体制）</p> <p>第4条 交通局の鉄道事業における安全の確保に関する体制、指揮命令系統は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。また、詳細は「神戸市交通局分課規程」、「神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程」等による。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（8） 経営企画課課長（業務改革担当）：輸送の安全の確保に必要な要員に関する事項を統括する。</p> <p>（9） 運輸長：安全統括管理者の指揮の下、運輸に関する事項を統括する。</p> <p>（10） 地下鉄職員研修所長：安全統括管理者の指揮の下、運輸に関する事項及び<u>適性検査</u>、教育・訓練に関する事項を統括する。</p> <p>（経営企画課課長（業務改革担当）の責務）</p> <p>第13条 経営企画課課長（業務改革担当）は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な人事に関する計画を管理する。</p>

<p>(地下鉄職員研修所長の責務)</p> <p>第15条 地下鉄職員研修所長は、運輸に関する事項及び教育・訓練に関する事項を管理するほか、精神機能検査を実施する。</p> <p>(運転士の資質等の報告)</p> <p>第29条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条第1項に基づき、近畿運輸局長に報告するための運転士の資質の充足状況等に関する次に掲げる事項をとりまとめなければならない。</p> <p>(1) 運転士の運転免許番号、身体機能検査及び精神機能検査の結果等</p> <p>(2) 運転取扱い誤りを生じさせた回数、教育（定例及び再教育）の状況等。</p> <p>2 [略]</p> <p>(車両関係係員の資質管理)</p> <p>第44条 車両管理者は、車両の保守に係る係員に対する適性、知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順等を「高速鉄道保守係員教育訓練実施要綱」等に定める。</p> <p>2 車両の保守に係る係員（運転関係係員に限る）を指導監督する地位にある者は、当該係員の資質の充足状況について、車両管理者から示された管理の方針等に基づき、継続的かつ定期的に確認する。</p> <p>3 車両の保守に係る係員（運転関係係員に限る）を指導監督する地位にある者は、当該係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理する。</p>	<p>(地下鉄職員研修所長の責務)</p> <p>第15条 地下鉄職員研修所長は、運輸に関する事項及び<u>適性検査</u>、教育・訓練に関する事項を管理する。</p> <p>(運転士の資質等の報告)</p> <p>第29条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条第1項に基づき、近畿運輸局長に報告するための運転士の資質の充足状況等に関する次に掲げる事項をとりまとめなければならない。</p> <p>(1) 運転士の運転免許番号、身体検査及び<u>適性検査</u>の結果等</p> <p>(2) 運転取扱い誤りを生じさせた回数、教育（定例及び再教育）の状況等。</p> <p>2 [略]</p> <p>(車両関係係員の資質管理)</p> <p>第44条 車両管理者は、車両の保守に係る係員に対する<u>教育・訓練</u>の実施に関する事項を「高速鉄道保守係員教育訓練実施要綱」等に定め、これを周知し、徹底する。</p> <p>2 車両管理者は、車両の保守に係る係員が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを定期的に確認する。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

神戸市選告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年12月9日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,624</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,194</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>253,896</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,158</u>
灘区	<u>35,949</u>
中央区	<u>37,248</u>
兵庫区	<u>30,305</u>
北区	<u>58,187</u>
長田区	<u>25,446</u>
須磨区	<u>43,142</u>
垂水区	<u>58,341</u>
西区	<u>64,615</u>